

空き家を
きれいにして
利活用へ！

家財道具の処分などの費用を 補助します！

～長洲町空き家家財道具等撤去促進事業補助金～

長洲町では、**空き家バンクに登録された空き家**の
家財道具の処分などにかかる費用の一部を補助します。



補助対象となる方

 **空き家バンクに
登録された空き家の
所有者等または入居者**

※入居者の場合は、補助金の交付を受けた日から
2年以上継続して当該空き家に居住する意思を
有していること。

※このほか、一定の要件があります。

補助対象経費



ごみの処分に要する費用



家電製品の処分に要する費用



家財道具の移設に要する費用



敷地内の樹木伐採・草刈等に
要する費用



空き家内の清掃に要する費用

補助金額

補助対象経費の

1/2

上限額

10万円

同一の空き家につき
1回限り

補助金交付までの流れ

① 交付申請



補助対象事業の
実施前に申請

② 事業の実施



交付決定後、
補助対象事業を実施

③ 実績報告



補助対象事業
完了後、報告

④ 交付請求



補助金額の確定後、
請求

⑤ 補助金の交付



指定口座に
補助金を交付

長洲町空き家・空き地バンク

空き家バンクへの登録や物件情報については、
こちらをご覧ください。

▶ 長洲町空き家・空き地バンクはこちら



空き家をきれいにして、
新しい入居や売却・賃貸で
有効活用しませんか？
お気軽にご相談ください！



お問い合わせ

長洲町役場 まちづくり課 定住促進係

☎ 0968-78-3219



teijyu@town.nagasu.lg.jp